（写）

令和８年10月７日

千葉労働局長
　小山　英夫　　殿

千葉地方最低賃金審議会
会長　村上　典子

千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年８月21日付け千労発基0821第２号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1　適用する地域

千葉県の区域

2　適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者

（4）次に掲げる業務に主として従事する者

イ　主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務

ロ　塗油、検品の業務

ハ　手作業による袋詰め、包装の業務

ニ　軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務

4　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間　1,224円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日

令和８年12月25日